

キャリア教育・職業教育の課題と基本的方向性

1. 若者の現状・・・大きな困難に直面

産業構造や就業構造の変化、職業に関する教育に対する社会の認識、子ども・若者の変化等、社会全体を通じた構造的問題が存在。

◆「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていない。

- ・完全失業率 約9%
- ・非正規雇用率 約32%
- ・無業者 約63万人
- ・早期離職 高卒4割、大卒3割、短大等卒4割

◆「社会的・職業的自立」に向けて様々な課題が見られる。

- ・コミュニケーション能力等職業人としての基本的能力の低下
- ・職業意識・職業観の未熟さ
- ・進路意識・目的意識が希薄な進学者の増加

若者個人の問題ではなく、社会を構成する各界が互いに役割を認識し、一体となり対応することが必要。

その中で、**学校教育は、重要な役割を果たすものであり、キャリア教育・職業教育を充実していかなければならない。**

2. キャリア教育・職業教育の基本的方向性

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア(注1)発達を促す教育

- 幼児期の教育から高等教育まで、発達の段階に応じ体的に実施
- 様々な教育活動を通じ、基礎的・汎用的能力(注2)を中心に育成

職業教育

一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育

- 実践的な職業教育を充実
- 職業教育の意義を再評価することが必要

生涯学習の観点に立ったキャリア形成支援

学校は、生涯にわたり社会人・職業人としてのキャリア形成を支援する機能を充実

家庭、地域・社会、企業、経済団体・職能団体、NPO等と連携
各界が各自役割を發揮し、一体となつた取組が重要

(注1) キャリア：人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ね

(注2) 基礎的・汎用的能力：① 人間関係形成・社会形成能力 ② 自己理解・自己管理能力
③ 課題対応能力 ④ キャリアプランニング能力

発達の段階に応じた体系的なキャリア教育

1. 基本的な考え方と充実方策

(1) 基本的な考え方

- ① 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力・態度を育成する、幼児期の教育から高等教育までの体系的な取組
- ② 子ども・若者一人一人の発達状況の的確な把握ときめ細かな支援
- ③ 能力・態度の育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自己形成・自己確立

(2) 充実方策

- ① 教育方針の明確化と教育課程への位置付け
- ② 重視すべき教育内容・教育方法と評価・改善
 - ・多様で幅広い他者との人間関係の形成
 - ・経済・社会の仕組みや労働者としての権利・義務等についての理解の促進
 - ・体験的な学習活動の効果的な活用
 - ・キャリア教育における学習状況の振り返りと、教育活動の評価・改善の実施
- ③ 教職員の意識・指導力向上と実施体制の整備

2. 各学校段階の推進の主なポイント

幼児期

自発的・主体的な活動を促す

小学校

社会性、自主性・自律性、関心・意欲等を養う

中学校

自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に取り組む態度を育成し、進路の選択・決定に導く

後期中等教育

後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を育成。またこれを通じ、勤労観・職業観等の価値観を形成・確立

高等教育

後期中等教育修了までを基礎に、学校から社会・職業への移行を見据え、教育課程の内外での学習や活動を通じ、高等教育全般においてキャリア教育を充実

特別支援教育

個々の障害の状態に応じたきめ細かい指導・支援の下で行う

後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育

1. 課題と基本的な考え方

(1) 課題

高等学校 普通科

進路意識・目的意識が希薄
他学科に比べ厳しい就職状況

高等学校 専門学科

約半数が進学する高等教育との接続を視野に入れた
職業教育の充実
専門的な知識・技能の高度化や職業の多様化

高等学校 総合学科

生徒の安易な科目選択、教職員の負担
教職員や中学生・保護者の理解が不十分

特別支援学校 高等部

厳しい就職状況（卒業者のうち就職割合は2割強）

専修学校 高等課程

生徒の実態を踏まえた多様な学習ニーズへの対応

(2) 基本的な考え方

卒業時の主な年齢である**18歳**は、社会人・職業人としての自立が迫られる時期

生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力・態度を育成、勤労観・職業観等を形成・確立

2. 各後期中等教育機関における推進の主なポイント

高等学校（特に普通科）におけるキャリア教育

- ・キャリア教育の中核となる教科等の明確化の検討
- ・就業体験活動の効果的な活用
- ・普通科における職業科の履修機会の確保
- ・進路指導の改善・充実

高等学校 専門学科における職業教育

- ・基礎的・基本的な知識・技能の定着と問題解決能力等の育成
- ・長期実習等、実践的な教育活動の実施、実務経験者の登用
- ・地域や産業圏との密接な連携による学科整備・教育課程編成
- ・専攻科の在り方と高等教育機関との接続
(具体的基準等の明確化、高等教育機関への編入学等の検討)

高等学校 総合学科

- ・目的意識等を持たせる教育活動の充実
- ・中学生・保護者や教職員の理解促進
- ・多様な学習機会を保障するための教員配置等条件整備

特別支援学校 高等部

- ・就業につながる職業教育に関する教育課程の見直し
- ・就業に向けた支援方法の開発、職場体験機会の拡大
- ・専攻科の在り方と高等教育機関との接続

専修学校 高等課程

- ・幅のある知識・技能や基礎的・汎用的能力の育成
- ・「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

高等教育におけるキャリア教育・職業教育

1. 課題と基本的な考え方

(1) 課題

- ・高等教育進学率は約8割に達し、多くの若者にとって、社会に出る直前の教育段階。社会・職業への移行を見据えた教育の改善・充実
- ・実践的な職業教育の充実や生涯学習ニーズを含む多様なニーズへの対応

(2) 基本的な考え方

[キャリア教育]

- ・**自らの視野を広げ、進路を具体化**し、それまでに育成した**社会的・職業的自立に必要な能力や態度を、専門分野の学修を通じて伸長・深化させていく**
- ・キャリア教育の方針の明確化と、教育課程の内外を通じた体系的・総合的な教育の展開
- ・体験的な学習活動の効果的な活用

[職業教育]

- ・**自立した職業人を育成する職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開**
- ・各教育機関が果たす役割・機能の明確化と、それぞれの特性をいかした職業教育の充実
- ・産業界との連携・対話による、求められる人材像・能力の共有と、職業に必要な能力を育成する教育の充実

2. 各高等教育機関における推進の主なポイント

大学・短期大学

- ・教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に向けた指導等に取り組むための体制整備（設置基準改正。平成23年度から）を踏まえた取組の実施
- ・各大学・短期大学の機能別分化の下、養成する人材像・能力を明確化した職業教育の充実、実践的な教育の展開
- ・生涯学習ニーズ等への対応

高等専門学校

- ・発達の段階に応じたきめ細かいキャリア教育の段階的実施
- ・専攻科の位置付けの明確化と大学院接続の円滑化の検討
- ・専攻科所定単位取得者に対する学位授与の円滑化の検討

専門学校

- ・早期から十分な職業理解や目的意識を持たせたキャリア形成
- ・「単位制学科」や「通信制学科」の制度化の検討

3. 職業実践的な教育に特化した枠組み

①新たな学校種の創設、②既存の高等教育機関における活用を念頭に今後詳細に検討

企業等と密接な連携を図り、最新の実務の知識・経験を教育内容・方法に反映

- ＜教育課程＞ 企業等との連携による編成・改善
- ＜授業方法＞ 演習型授業（実験・実習・実技等）を多く実施
- ＜教員資格＞ 実務卓越性を重視

「職業実践的な教育に特化した枠組み」の検討

高等教育における職業教育の充実方策の一つとして、

卓越した又は熟達した実務経験を基盤として実践的な知識・技能等を教授する、「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備が考えられる。①新たな学校種の創設、②既存の高等教育機関における活用、を念頭に、今後詳細な検討が必要。

1. 検討の必要性

- ・ 自立した職業人の育成や社会・職業への円滑な移行、学生・生徒の多様な職業教育ニーズ、様々な職業・業種の人材需要にこたえるため、職業教育の重要性を踏まえた高等教育の展開が必要
- ・ 若者や就業者等の中には、生涯の中において、実務経験を基盤にした実践的な知識・技能の教授を中心とする職業教育を受けることにより、様々な可能性を切り開いていくことができる者が少なからず存在すると考えられる

(考慮すべき観点)

- ・ 我が国の経済成長を支える「人づくり」への対応
- ・ 生涯にわたる学習活動と職業生活の両立
- ・ 教育の質の保証
- ・ 進路選択の拡大と職業実践的な教育の適切な評価

2. 構想の概略

【特徴】 企業等と密接な連携を図り、最新の実務の知識・経験を教育内容・教育方法に反映した教育を実施

- 〈入学資格〉 高等学校等の後期中等教育修了者
- 〈修業年限〉 2年～4年（分野の特性や対象者等に応じ、柔軟に設定）
- 〈教育課程〉 企業や経済団体・職能団体等との連携により編成・改善する組織体制を確保
- 〈授業方法〉 職業実践的な演習型授業（実験・実習・実技等）を一定程度（4～5割程度）実施
- 〈教員資格〉 実務卓越性を重視
- 〈第三者評価〉 産業界等の関与を十分に確保
- 〈設置者〉 国、地方公共団体、学校法人

高等教育における「職業実践的な教育に特化した枠組み」と他の教育・職業訓練機関との特徴比較（イメージ）

